



環境・暮らし

## ごみの分別にご協力ください

問 谷和原庁舎生活環境課

☎ 58・2111 (内線3304)

市では、ごみの分別を徹底し、排出されるごみの減量化とリサイクルに取り組んでいます。

ごみの出し方について、特に注意していただきたいポイントをいくつかご案内します。

今回ご案内するごみ分別の種類以外にも、資源物(ビン、古布、あき缶)、粗大ごみ、有害ごみなどの分別があります。詳しくは「常総広域圏家庭ごみ分別の手引き」や市ホームページを参照の上、ルールを守ってごみを出してください。

### ■ プラ容器 (プラスチック製容器包装)



『プラ』マークのあるもの

(例) ペットボトルのキャップ、ラベル、カップ型容器、皿型トレイ、レジ袋など

### 【ごみを出す際の注意点】

- 中身を使い切る
- 汚れているものは洗って水気を切る
- レジ袋などの袋に入れて2重にすることはせず、中身が見える状態で出す

※汚れが残っているプラ容器は「不燃ごみ」として出してください。

### ■ ペットボトル



『PET』マークのあるもの

### 【ごみを出す際の注意点】

- 中身を使い切る
- キャップは必ず取りラベルを剥がす
- 洗って水気を切ってつぶす

※油、ソース、洗剤、シャンプーが入っていたボトルは汚れをきれいに落とせば「プラ容器」、汚れが残っている場合は「不燃ごみ」の扱いになります。

### ■ 可燃ごみ

リサイクルができない紙くずや生ごみ。

(例) 生ごみ、紙くず、天然素材の衣類、可燃ごみ袋に入る木製製品など

### 【ごみを出す際の注意点】

- 生ごみは水分が多いため、ごみ袋に入れる前に「ぎゅつ」とひと絞りするだけで、生ごみの重さを軽くできます。
- 紙箱、包装紙、紙袋やチラシなど雑がみは古紙として出す

※可燃ごみの中にレジ袋やビニール製品が混じるなど、ごみ分別が不十分な場合、ごみ収集できないので、分別のルールを守ってください。



お知らせ

## 行政相談委員の相島さんに表彰状

問 伊奈庁舎政策秘書課

☎ 58・2111 (内線1102)

当市の行政相談委員・相島宏さん(下平柳)がこのほど、多年にわたる行政相談委員として



▶ 表彰状を手にする相島さん

ての活動の功績が称えられ、総務省関東管区行政評価局長から表彰状を授与されました。

行政相談委員は市民の皆さんの身近な相談相手として、行政に関する相談などを受け付け、その解決のための活動をしています。

行政相談の実施日程・会場は、毎月の広報紙「各種無料相談」のページでお知らせしていますので、ご確認ください。

守ってごみを出してください。

### ■ 不燃ごみ

資源物や可燃ごみにあたら

ず、不燃ごみの袋に入り、袋の口がしばれるものは「不燃ごみ」の扱いとなります。

(例) 皮革、ゴム製製品、CD、陶器、ガラス、プラスチック製の玩具やハンガーなど

### 【ごみを出す際の注意点】

- レジ袋などの袋に入れて2重にすることはせず、中身が見える状態で出す

※プラ容器やペットボトルなどは「不燃ごみ」として出せますが、きちんと分別すれば「資源物(プラ容器やペットボトル)」としてリサイクルされます。



環境・暮らし

## 安易な土地の提供はやめましょう

問 生活環境課廃棄物対策室

☎ 58・2111 (内線3303・3304)

市では、土砂などによる土地の埋立て・盛土について必要な規制を行うことにより、災害の発生および土壌の汚染などを未然に防止しています。さらに、生活環境の保全を図るため「土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」を制定しています。

この条例では、土砂などにより土地の埋立て、盛土(一時堆積を含む)を行う事業に、許可申請を義務付けており、事業者・工事施工者および土地所有者の責務も明確にしています。



### 悪質業者の誘いに気をつけましょう

悪質な業者に、「良い土があるので、農地を耕作しやすいよ

うに運んでやる。お礼もする」などと誘われ、安易に同意してしまった結果、悪い土や産業廃棄物などを、山のように積み重ねてしまったりといった被害が発生しています。

この条例では、盛土によって、生活環境の悪化や汚染、土砂の崩落などが発生した場合、土地所有者も責任を問われてしまう場合があります。

また現状回復命令を受け、従わない場合には、悪質業者と同様に土地所有者の氏名も公表されます。

土地所有者が同意をして埋め立てをした土地には、市は関与できなくなります。「だまされた」ではすみませんので、十分注意してください。